平成２４年度第４回清須市農業委員会議事録

招集年月日　平成２４年７月２０日（金）　午後２時
招 集 場 所　新川体育館　大会議室
開　　会　平成２４年７月２０日（金）　午後２時
出 席 委 員　１８名

１．渡辺秋郷	２．大橋　浩	３．石田紀與	４．早川勝義
５．浅井尊弘	７．瀬尾久善	８．浅野佳伸	９．成瀬恒雄
１０．三宅正恭	１１．日下部錠一	１２．石黒鉱俊	１３．川崎良一
１４．小﨑　進	１５．小崎崇徳	１６．星野國雄	１７．加藤頌茲
１８．星野　満	１９．櫻井紀彦		

欠 席 委 員　１名
　　６．安田武雄

本会議に職務のために出席した者の氏名
　　事務局長　　寺井秀樹
　　主　　事　　島津行康・山田悠二・山口勝敏・寺前俊孝

議 事 日 程　１．開会のことば
　　２．農地転用等について
　　３．その他

事　務　局　　只今より平成２４年度第４回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会　　長　　こんにちは。最近、九州地方で記録的な大雨が降り多大な被害がでました。この地域には幸い被害もなく過ぎましたが、今後も引き続きこのようなゲリラ的な大雨に対する情報に注意してください。

　さて、東海地方は先日、梅雨も明け、田んぼの中干しも各地区で始まっています。すでに昨日西枇杷島地区においては、現地確認は済んだと聞いております。来週の２３日（月）から３０日（月）にかけては、その他の地区において生産調整の現地確認が行われます。委員の皆さんのご協力をお願いします。

　また、連日暑い日が続き、熱中症になりやすくなっています。委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

　では、改めまして只今から、平成２４年度第４回清須市農業委員会を開催いたします。

　本日の出席議員は１８名で、安田委員から欠席との連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。

　次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、１番　渡辺　秋郷委員と１１番　日下部　錠一委員にお願いしたいと思います。

　ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

会　　長　　それでは、議案第４号　農地法第５条による許可申請・・２件に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　はい、会長。
議案第４号 番号４３番について、説明させていただきます。
申請地は、清須市寺野●●●●●番、登記、現況とも　畑　面積３４７㎡です。
申請地は、アルコ清洲の南西側にある市街化調整区域内となります。
使用借人　●●　●●　使用貸人　●●　●●　とした使用貸借権設定による分家住宅への農地転用であります。
使用借人は、現在、清須市鍋片地内の賃貸住宅に夫と２人で生活をしており、当初から現在の住まいは、生活が落ち着くまでと考えていました。生活にも慣れ、家財道具も増えてきたため、住宅の建築を検討し、親に相談したところ、父の所有する土地の中で、建築可能である申請地に住宅を建設することを計画しました。
なお、親の住んでいる本家については、兄が後を継ぐ予定となっています。
申請のありました土地は、農地法５条第２項第１号ロの１並びに施行令第２１条､第１３条による転用に関する立地基準から判断しますと【住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね１０ｈａ未満である】ため、オー（ア）－ｂとなり、農地の区分は２種農地になると判断できます。
また、許可基準についても、運用通知第２の１の（１）から判断すると「許可できる。」となっているため、農地法上、特段問題があるとは考えられませんので、よろしくお願いします。

続きまして、番号４４番について、説明させていただきます。
申請地は、
清須市春日●●●●番●、登記現況とも田、面積２１㎡
清須市春日●●●●番●、登記現況とも田、面積１６㎡
清須市春日●●●●番●、登記現況とも田、面積１９㎡
清須市春日●●●●番●、登記現況とも田、面積１４㎡
清須市春日●●●●番●、登記現況とも田、面積１９３㎡
この５筆、合計面積２６３㎡については、所有権移転
清須市春日●●●●番●、登記現況とも田、面積２８３㎡
これについては、賃借権設定となっています。
譲受人、賃借人　●●●●株式会社　譲渡人、賃貸人をそれぞれの所有者　●●●●●　●●●●　●●●●　●●●　とした従業員用の駐車場として、使用するための駐車場への農地転用となっています。

申請地は、市街化調整区域となり、場所は、名古屋第二環状自動車道清洲東インター出口の北側となります。
譲受人、賃貸人は、現在、申請地周辺にて包装資材の加工及び販売業を営んでおります。また、近年、本社機能を当地に移転したことに伴い、従業員数も増加、業績も好調に伸びてきているため、従業員も増員してきたことにより、当初、確保していた駐車場だけでは不十分になったため、現在、必要とする駐車台数の確保と最低限の来客用としての駐車場を確保するため、近隣、接続する農地所有者に話をしたところ承諾を得ることができたため今回の申請となっています。
申請のありました土地は、農地法５条第２項第１号ロの１並びに施行令第２１条、第１３条による転用に関する立地基準から判断しますと申請地半径３００m以内に名古屋第二環状自動車道清洲東インター　出口があるため、エー（ア）－ａ―（ｂ）となり、農地の区分は３種農地になると判断できる。
また、許可基準についても、運用通知第２の１の（１）から判断すると「許可できる。」となっているため農地法上、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。
以上で説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

櫻井委員　●●●●の件については、特段問題ないと思います。

会　　長　ありがとうございます。
この２つの案件につきまして、他にご意見等ございませんか。

【特になし】

会　　長　ありがとうございます。
この２つの案件につきまして、原案のとおり認めることでご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

会　　長　ありがとうございます。
では、この案件につきまして、原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、
議案第５号　農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）・・１件に入ります。
事務局より説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
議案第５号について、説明させていただきます。
本案件　番号１番は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による利用権設定となります。
利用権設定をする者は　春日●●●●●●番地　●●●●　様
利用権設定を受ける者は　小牧市●●●●●●●●番地　●●●　様
利用権設定をする農地は　清須市春日●●●●●●番　登記、現況とも畑　３１１㎡で、権利の存続期間は平成２４年７月から平成２９年６月までの５年間です。
この案件は、今年の４月に発足した農地バンク制度で、それぞれ農地を貸したい人、借りたい人として登録され、清須市耕作放棄地対策協議会での認定を経て、今回お互いに合意されたことに伴う申請で、本制度における利用権設定第１号になります。
なお、本件については、この農業委員会で承認をいただいた後は、告示行為を行い、効力発生という流れとなります。
以上で説明を終わります。

会　　長　　事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。地元の委員さん何かありませんか。

小﨑(進)委員　　問題ないかと思います。

会　　長　　他に何かご意見等ありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として異議なしとしてよろしいですか。
「異議なし」の声あり。

会　　長　　ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当委員会として承認することといたします。
次に、議案第６号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について・・１件に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　はい、会長。
議案第６号について、説明させていただきます。
租税特別措置法第７０条の６第１項の規定による相続税の納税猶予に対する適格者に該当する証明の申請が出されました。資料をご覧ください。
番号１については、●●に在住の被相続人死亡により平成２３年１０月１９日に相続が発生しました。相続人は長男さんで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は●●●●●●、、地目が畑、面積３２４㎡です。
納税猶予の適用条件であります、租税特別措置法第７０条の６第１項並

びに租税特別措置法施行令第４０条の７第１項第２項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われておりますので、証明書発行に問題がないと事務局では考えますのでよろしくお願いします。
以上です。

会　　長　事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。地元の農業委員さん何かありませんか。

【特になし】

会　　長　なければ、この案件について、当農業委員会として異議なしとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

会　　長　ありがとうございます。
では、この案件について原案のとおり当農業委員会として許可することにいたします。

続きまして、
報告第１５号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・３件
報告第１６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・６件
報告第１７号　農地改良届書について・・１件
報告第１８号　農地法第１８条第６項の規定による届出・・５件

まず､農地法第４条第１項第７号の規定による届出を読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
番号９番　●●●●●●番、 登記は畑　現況は畑、合計８９㎡、始末書が提出されており、転用目的は駐車場です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

事　務　局　会長。
この地区の担当である安田委員より、本日欠席の連絡を受けた際に、この案件について「問題ありません」と報告を受けました。

会　　長　ありがとうございます。
では、次に参ります。
番号１０番　清洲●●●●番●●、登記は畑　現況は雑種地、面積２５４㎡、転用目的は駐車場です。

日下部委員　問題ありません。

会　　長　　番号１１番　春日●●●●番、登記は畑、現況は雑種地、面積４６６㎡、こちらについても始末書が添付されています。転用目的は賃貸住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

小崎(崇)委員　　問題ありません。

会　　長　　以上の農地法第４条第１項第７号の件について、何か質問等ありませんか。

【特になし】

会　　長　　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
　続きまして、
　農地法第５条第１項第６号の規定による届出を読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
　番号３５番　清洲●●●●●●番●●、登記 現況は畑、面積は１５６㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

瀬尾委員　　問題ありません。

会　　長　　番号３６番　春日●●●●●番、登記 現況は畑、面積１６３㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

星野(國)委員　　問題ありません。

会　　長　　番号３７番　花水木●●●●●番●、登記 現況は畑、面積は２３㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

日下部委員　　問題ありません。

会　　長　　番号３８番　花水木●●●●●番●、登記 現況は畑、面積は２１９㎡、転用目的は分譲住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

日下部委員　　問題ありません。

会　　長　　番号３９番　西枇杷島町●●●●●番●、登記は田 現況は宅地、面積１２８㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

大 橋 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号４０番　西枇杷島町●●●●●●番●●、登記は田、現況は雑種地、面積３３０㎡、転用目的は駐車場です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

渡 辺 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号４１番　西枇杷島町●●●●●●番●●、登記は田、現況は雑種地、面積１８５㎡、転用目的は一般個人住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

渡 辺 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号４２番　西須ヶ口●●番、●●番、登記 現況は畑、面積合計５９１㎡、転用目的は事務所兼共同住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

瀬 尾 委 員　　問題ありません。

会　　長　　以上の件について、何か質問等ありませんか。

【特になし】

会　　長　　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
続きまして、
報告第１７号　農地改良届出書についてに入ります
番号５　上条●●●●番、●●番、共に地目田から畑、面積は共に９９１㎡、
以上について報告いたします。この件について、何か質問等ありませんか。
この届出は、農業委員の川崎委員によるものですが、川崎委員いかがですか。

川 崎 委 員　　特にございません。

会　　長　　ありがとうございます。
他の委員さん質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

「異議なし」の声あり。

会　　長　　ありがとうございます。
続いて、
農地法１８条第６項の規定による届出・・５件
順に読み上げますので、何かありましたらお願いします。
番号３番　春日●●●●番地、面積５７１㎡
番号４番　春日●●●●番地、面積５７５㎡
番号５番　清洲●●●●●●●●番地●、面積１６３㎡
清洲●●●●●●●●番地、面積１０２㎡
清洲●●●●●●番地●、面積６７９㎡
番号６番　清洲●●●●●●番地●、面積３６０㎡
番号７番　朝日●●●●番地、面積２７９㎡
すべて合意解約となっています。
以上の件について、何か質問等ありませんか。

加 藤 委 員　　春日●●の２件については、問題ありません。

日下部委員　　●●●●と●●●の案件についても、問題ありません。

成 瀬 委 員　　●●●と●●●●の２件についても、問題ありません。

会　　長　　ありがとうございます。
他に質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

「異議なし」の声あり。

会　　長　　ありがとうございます。
それでは、（３）その他についてに移ります。事務局何かありますか。

事　務　局　　はい、会長。
事務局より、連絡事項として、生産緑地の斡旋についてご説明します。
お手元の資料をご参照ください。
生産緑地法第１０条の規定に基づき申し出がありました土地について、生産緑地法第１７条２に基づき斡旋の協力を求めるよう、清須市長より農業委員会へ依頼がありました。
皆さんの地元での周知をお願いします。もし、購入を希望される方が現れましたら、斡旋および農業委員さんに確認をお願いします。どなたかおられましたら、次回の農業委員会のときにお申し出ください。
以上です。

会　　長　　ありがとうございます。
この件について、何かご質問等ございますか。

成 瀬 委 員　　この生産緑地の土地を購入した場合、生産緑地は続きますか。

渡 辺 委 員　　農家要件のある人がこの土地を購入した場合（農家要件のある人が購入可能であるとは思いますが)、生産緑地は外れますか。

大 橋 委 員　　３０年のしばりは、どうなりますか。

事　務　局　　生産緑地指定解除要件における、３０年のしばりのことですか。

加 藤 委 員　　要するに、「これは農地として購入してください」、ということですか。

事　務　局　　そうです。
　本件は、生産緑地の指定がなされている土地でありますが、土地の購入につきましては、あくまで農地として購入を求めるものです。

ｊ
会　　長　　はい。ありがとうございました。
　それでは、次回の開催について確認します。平成２４年８月２０日、月曜日、午後２時から、場所は、清須市役所本庁舎３階の大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

会　　長　　以上で、平成２４年度第４回農業委員会を閉会します。

―終了時刻午後２時４０分―

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１１番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿